会 議 録

| 会 | 議 | の | 名 | 称 | 平成 24 年度第 3 回枚方市都市景観審議会 |
|------------------|--------|---|------------|----|---|
| 開 | 催 | | 日 | 時 | 平成25年3月19日 (火曜) 1 0時00分から 1 2時30分まで |
| 開 | 催 | | 場 | 所 | 枚方市市民会館 2階 第6集会室 |
| 出 | | 席 | | 者 | 会長:吉川委員 委員:下村委員、鵜島委員、多田委員、恩地委員 山下委員、木下委員 |
| 欠 | | 席 | | 者 | 委員:岡委員、小野委員、福山委員 |
| 案 | | 件 | | 名 | 議案第1号 諮問(枚方市景観計画案の策定について) 議案第2号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について |
| 提出された資料等の 名 称 | | | | | 議案第1号 諮問(枚方市景観計画案の策定について) 議案第2号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 枚方市都市景観基本計画【改訂版】 枚方市都市景観基本計画 新旧対照表 平成24年度第2回枚方市都市景観審議会会議録 |
| 決 | 定 | | 事 | 項 | 都市景観基本計画改訂案の序章から第3章までを修正し、第4章 からの改訂案の作成につなげていく |
| | | | 非公開の 理 | | 公開 |
| | | | 、非2 表の理 | | 公表 |
| 傍 | 聴 | 者 | Ø | 数 | 0 人 |
| 所 (| 管 事 | 務 | 部 局 | 署) | 都市整備部 都市整備推進室 |

審議内容

1 開 会

吉川会長: それでは定刻となりましたので、只今より平成24年度第3回枚方市景観審議会を開会いたします。本日は、委員の皆様方には年度末の何かとお忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。本日は、枚方市景観基本計画の改訂案の前半の内容について審議を考えております。まず始めに、本審議会の開催にあたりまして、市を代表して井上都市整備部次長よりご挨拶をお願いいたします。

#上都市整備部队長: 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本市の景観行政にご高配を賜りましてまことにありがとうございます。また本日はお忙しい中にもかかわりませず、本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今後とも本市行政にお力添え賜りますようによろしくお願い申し上げます。

さて、本日は枚方市都市景観基本計画改訂案の前半部分の内容についてご審議いただく他、今後、平行して策定を予定しております景観法に基づく景観計画についてもご検討いただくため、枚方市景観計画案の策定について諮問を行い、平成26年4月の施行に向けて進めていきたいと考えております。これらの詳細につきましては、後程事務局よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議いただきたいと思います。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日は宜しくお願いいたします。

吉川会長: ありがとうございます。それでは、次に委員の皆様の出席状況の報告と資料 の確認を事務局よりお願いしたいと思います。

事 務 局: それでは、まず委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は 10名でございますが、本日は7名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく委員総数の過半数に達しております。従いまして、本会が成立しております事をご報告いたします。尚、岡委員と小野委員と福山委員につきましては、本日欠席される旨のご連絡をいただいております。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず、次第1枚がございます。それから議案第1号と書いたものがございます。それから議案第2号と書いた資料がございます。あと、前回の第2回枚方市都市景観審議会の会議録がございます。以上が、本日お配りしております資料となりますが、不足等ございませんでしょうか。

吉川会長: 今、事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は10名中7名の出席ですので成立しております。また、本審議会は枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき原則公開としております。本日の議案等を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件はございませんので、本日の審議会は公開としますがご意見ございませんでしょうか。

○ (「意見なし」)

吉川会長: 異議なし、ということですので、本日の審議会は公開と致します。

では本日傍聴を希望される方はおられますか?

事 務 局: 本日は傍聴を希望される方はおられません。

吉川会長: ありがとうございます。それでは審議に移りたいと思います。

2 議 題

議案第1号 諮問(枚方市景観計画案の策定について)

吉川会長: 枚方市景観計画案の策定について市長より諮問を受けております。事務局より説明をお願いしたいと思います。

事務局: 枚方市景観計画案の策定について市長より諮問をお渡しさせていただきます。吉川会長、井上次長は前にお願いいたします。

(諮問書の手渡し)

ありがとうございました。それでは、改めまして進行を会長にお願いしたい と思います。

議案第2号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について

吉川会長: それでは、議案第2号の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定についてスケ ジュールと併せまして事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、諮問書の後ろに付けさせていただいているスケジュール表を説明させていただきます。景観計画につきましては、先ほどの諮問をもちまして今後検討に入っていただくわけですが、今年の7月の初旬に住民説明会を開催する予定になっております。重点地区等の指定を検討するにあたりまして、住民の方のご意見を伺うものとなります。8月には素案の策定をし、9月末にパブリックコメントを実施していく予定となります。平成26年1月1日の行政団体への移行に併せまして、景観計画の策定日も1月1日で考えております。以上が景観計画策定のスケジュールとなります。

吉川会長: それでは、ただいまの説明について委員の方からのご質問やご意見をお願い いたします。

山下委員: 景観基本計画と景観計画と景観条例について、それぞれの関係と進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局: スケジュール表の上段に景観基本計画、2段目に景観計画、下部の2段に景観条例と屋外広告物条例の欄がありますので、ご覧ください。まず、景観基本計画については、本日ご審議いただく前半の第3章までの部分が、ある程度出来上がっている状況です。第4章以降につきましては、事務局で作業を進めさせていただいております。景観計画の策定におきましては、前回の審議会で少し説明だけさせてもらっている状況で、今日の諮問をもちまして具体的に取り組んでいくことになります。景観条例につきましては、他の先進都市の事例を

参考として案の作成をして、これから法制協議をしていく予定で考えております。屋外広告物条例につきましては、景観と密接に関係しておりますので、景観条例と同じ進捗で取り組んでいく予定としております。以上が関係性と進捗についての説明となります。

吉川会長: 景観基本計画が全体的な方針を定め、景観計画は具体的に区域を定め基準を 決めていくものです。景観条例と景観計画はセットみたいなもので、中核市移 行に向けて定めていくものとなります。

山下委員: 景観条例も、この景観審議会の審議対象となるのでしょうか。

事 務 局: 景観審議会につきましては、景観施策に関する主な取り組みを担任事務とさせていただいておりますので、審議していただく必要がございます。景観計画と景観条例、屋外広告物に関する事項も、この景観審議会で委員の皆様のご意見をいただくことになります。

山下委員: 分かりました。

吉川会長: 他にご意見はございませんでしょうか。

木下委員: まず、この策定にあたりまして、都市計画審議会・都市景観審議会・建設委員協議会で審議されるのであろうと思うのですが、都市計画審議会と建設委員協議会での審議内容とについて、どのように整合をとられるのですか。次に、「景観基本計画」の素案が5月に、「景観計画」の素案が8月に出されることになっており、5月の「基本計画」素案に関しては翌月の6月に開催される平成25年度第1回都市景観審議会で審議する形にスケジュール表ではなっておりますが、8月に出される「景観計画」の素案に関しては同じ8月の第3回都市景観審議会で既に答申となっており、答申する前に審議する期間が必要なのではないですか。

事 務 局: 景観計画の答申に関しては第4回審議会でいただくことになります。第3回 審議会でいただく答申は景観基本計画のみとなり、ここでは景観計画の素案に 対しても審議を行うことになります。景観計画については、景観法に都市計画 審議会の意見を聞かなければならないと定められておりますので、11月の上旬 にそこで諮ることにしています。建設委員協議会とは、市議会のことになりま す。都市景観審議会の開催前には、必ず庁内の委員会で議論しており、その内 容を審議会にお諮りし、審議会での更なるご意見を踏まえ、市議会に報告して いくわけでございます。

木下委員: わかりました。このスケジュールに書かれている「答申」という言葉は、その直前の文言のみに掛かっているというふうに読めば良いのですね。だから、8月に出された「景観計画」の素案については8月の都市景観審議会で議論し、次の第4回に順次答申すると。また、各計画案については、庁内でもってその整合性をとりながら、各議会であったり審議会に諮っていかれるということですね。

下村副会長: スケジュール表の会議名のところに、景観基本計画や景観計画等の項目を立

てて示していく方が見やすいと思います。また、それぞれの会議の関係を矢印 で示す方が分かりやすいのではないかと思います。

事 務 局: わかりました。スケジュールの表現を工夫して、分かりやすい形で改めて提示させていただきます。

山下委員: 景観審議会のメンバーは、このスケジュール表にあるように、来年度であれば4回の出席と考えておけば良いのですか。

事務局: そのとおりです。最低、4回の出席ということになります。

多田委員: 細かい話になりますが、景観計画の策定は平成26年の1月で、周知期間を3 ヶ月おいて、施行は平成26年4月で良いのですか。

事務局: 平成26年4月1日になります。

多田委員: そのこともスケジュール表に書いておられた方が良いのではないですか。また、景観計画の策定がスケジュール表で12月末となっていますが、先ほどの説明で1月1日ということなので、修正しておいた方が良いのではないですか。

事務局: 修正しておきます。

山下委員: 都市景観条例の欄で、平成26年1月上旬に「一部施行」との表現があるが、 これは、どういうことなのですか。

事 務 局: 現在、大阪府景観条例・大阪府景観計画に基づいて景観誘導を行っています。 景観計画は景観行政団体にならないと定めることが出来ないため、今回のスケ ジュールでは景観行政団体になった後の3ヶ月間を周知期間とし、4月から全 面施行することとしております。ところが、景観行政団体になった後のこの3 ヶ月の周知期間が大阪府景観条例・大阪府景観計画に基づいて景観誘導を行う ことが出来ない空白期間となるため、この期間は大阪府の基準や規制を準用し ていくものとする旨を定めた景観条例を、景観行政団体になる前に策定してお かなければならないことになります。景観条例の大部分については、周知期間 を経て4月1日から全面施行となりますが、周知期間は、大阪府の基準や規制 を準用するとした条文を、有効としていくために「一部施行」という扱いにし ております。

山下委員: 分かりにくいですね。実際に規制を受ける方は、この3ヶ月の間、従来通り 枚方市に申請すれば良いということですか。

事務局: 窓口としては変わらないです。3ヶ月間は継続して大阪府の基準を準用するが、4月1日から枚方市の新しい基準で運用していくということになります。

恩 地 委 員: 周知期間は大阪府の基準ということですね。

事務局: そのとおりです。

山下委員: 4月以降に施行される枚方市の条例の内容は、大阪府の条例とほとんど変わらないのですか。

下村副会長: その内容については、厳しくするかどうかを含めて、この審議会で審議して いくことになります。

山 下 委 員: 枚方市の条例の方が厳しくなったら、この3ヶ月の間に駆け込みで申請して

くる人もいるのでしょうね。

事 務 局: 厳しくするかどうかは、この場で意見を求めますが、厳しくなった時にはそ の可能性はあると思います。

吉川会長: それでは、議案第2号の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局: 議案第2号の枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について、ご説明させていただきます。資料としましては改訂版と新旧対照表がございます。新旧対照表は参考資料として配布しております。ご説明は、改訂版に基づきさせていただきます。

まず、改訂版の表紙をめくっていただきますと、目次がございます。本日、 ご審議いただきますのは第3章までとなります。第4章については、構成の部 分を確認していただくために、1頁だけ付けております。

改訂の大きなポイントである第1章の都市景観基本計画改訂の前提につきましては、今回新たに追加ということになります。第2章の枚方市の景観特性につきましては、現行と同じですが第1章から第2章に組み変えております。第3章の景観形成の課題と基本方針については、分かり易く整理させていただいております。

1頁の序章をご覧ください。「枚方の新たな魅力をつくる」は、現行の景観 基本計画においても景観づくりの目標に掲げているものでございます。次に、 「このまちには、どんな時が流れてきたのだろう?」では、枚方市のまちの成 長過程を示しております。「今、私たちがまちに求めるものは?」では、これ までの価値観の変化を示しております。「どうすればよいのだろう?なにが必 要なのだろう?」では、新たな都市空間づくりに必要なものを示しております。 「みんながともに手をとり新たな魅力をつくる!」では、枚方市の目標を掲げ ております。

3頁をご覧ください。ここでは、都市景観基本計画改訂の前提ということで、これまでの景観基本計画を改訂する背景と役割、改訂の方針を示しております。 校方市の景観形成の取り組みとしましては、平成6年に景観形成の方向と方針を定めた校方市の都市景観基本計画を策定し、これに実効性を持たせるために平成10年に校方市都市景観形成要綱を策定しております。大規模建築物の景観誘導と併せまして、校方宿などの特徴のあるまちづくりについても景観誘導を行ってきています。平成15年の「美しい国づくり政策大綱」、平成16年の「景観法」の策定に伴い、全国的に景観に対する取り組みが推進されてきております。3頁の下部には、平成6年の「校方市都市景観基本計画」策定から、平成25年の「校方市都市景観基本計画」改訂までのフロー図を載せております。

4頁の都市景観基本計画の役割としましては、多くの人々が心地よいと感じる将来の景観ビジョンを明確にし、市民と事業者と行政が協働で景観まちづくりを実現していくための基本的な目標となり、その実現に向けた方策など景観

づくりに取り組むための指針となるものとして、ここでは謳っております。

都市景観基本計画の改訂の背景としましては、平成6年の策定から18年が経過し、新たな主要道路の開通など都市景観を取りまく情勢が変化し、また、「枚方市総合計画」や「都市計画マスタープラン」等の新たなまちづくりの方向性が示され、現在の情勢に適合させるため改訂が必要となったことを、ここでは示しております。

都市景観基本計画の改訂の方針としましては、「現行の都市景観基本計画に沿って進めてきた取り組みを継承する」「新たな課題に対応する検討を行う」「将来に向けた景観形成の推進の仕組みを整える」「都市景観基本計画改訂の初期段階から市民の意見を取り入れる」「まちづくりに係わる上位計画との整合を図る」を、ここでは挙げております。市民の意見を取り入れることに関しましては、景観懇話会を設置し市民の皆様の意見を頂いております。

5頁の都市景観基本計画改訂版の位置づけ・構成の上位計画にみる位置づけでは、枚方市が目指す「まちの将来像」を定めた「第4次枚方市総合計画 第2 期基本計画」や「枚方市都市計画マスタープラン」と、枚方市都市景観基本計画・枚方市景観計画・枚方市都市景観条例との関係を示しています。総合計画に即して都市計画マスタープランが策定され、都市計画マスタープランに適合する様に基本計画や景観計画が策定される必要があります。

6頁では、第4次枚方市総合計画にみる景観形成の考え方と枚方市都市計画マスタープランにみる景観形成の考え方を示しています。枚方市が目指す「まちの将来像」を示す総合計画では、「景観整備は、市民が歴史・文化・自然・まち等との良好な関わりを持つための重要な要素であり、まちの魅力を高めるために景観整備の担う役割は極めて大きいといえる」とあります。まちづくりの基本的な方針を定める都市計画マスタープランでは、7つの地域別の将来像が示され、「景観整備は目指すべき都市像を実現するための重要な施策の一つ」となっています。

7頁では、都市景観基本計画改訂版の構成を示しております。第1章では、計画の背景や位置づけ、目的等の全体的な内容を示し、第2章では、枚方市の景観の特徴や基本的な構造を示していきます。第3章では、枚方市全域の景観づくりの目標と方針を示していき、第4章では地域ごとの景観形成の方針を示していきます。第5章では、景観づくりの取組みの進め方について示していくことになります。

8頁からは、第2章ということで枚方市の景観特性を示しています。ここでは、都市景観とは、どの様なものかということについて説明しています。9頁では、景観形成の担い手と役割において、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが不可欠であることを謳い、景観形成の対象領域においては、公的空間だけでなく、私的空間の境界領域も景観形成にとって重要な役割を担うことを示しています。また、見る人がいるからこそ景観があるため、見る人が位置

する全体の地域環境やその背景となる遠景も考慮しなければならないことも示しています。

10頁では、枚方市の景観の成り立ちを説明しています。新たに追加した部分となります。ここでは、枚方の景観の特徴として、旧集落や田園等の古くから受け継がれてきた景観と、新興住宅地や商工業地等がつくる新たな景観とが混在し、多様な景観を併せ持つに至るということを謳っています。11頁・12頁では、その枚方市の景観の特徴を、景観上の特性について「自然景観特性」「市街地景観特性」「歴史景観特性」とに分類・整理しています。

13頁では、枚方市の都市構造について示しています。生駒山系と淀川に挟まれた平地を、南北方向に貫く国道1号と第二京阪道路及び東西方向に流れる穂谷川と天野川が景観の基本的な骨格を形成しています。

14・15頁では、枚方市の景観骨格フレーム図を示しております。枚方を象徴する景観を示す拠点地域や、主要な骨格軸として景観形成を行うべき地域を、景観の骨格フレームとして挙げております。骨格フレームとしては、「枚方市駅周辺」「樟葉駅周辺」「藤阪駅周辺」「淀川沿川」「穂谷川沿川」「天野川沿川」「国道1号沿道」「第二京阪道路」「生駒山系」があります。

16頁からは、第3章ということで景観形成の課題と基本方針を示しています。 ここでは、19頁にある景観づくりの目標を導くために、枚方市の景観の現状と 課題についてまとめています。課題については、「自然景観と歴史景観」「地 域環境」「都市的景観」に分類して整理しています。

19頁では、景観の現状と課題に対して、景観づくりの目標と基本方針を定めています。景観づくりの目標としては「枚方の新たな魅力をつくる」としています。これは、現景観基本計画と同じ目標としています。今回の改訂では、フロー図を分かり易く表現し直しています。

20頁では、景観づくりの目標である「枚方の新たな魅力をつくる」について、 景観要素を基にして分かり易く説明しています。

21頁では、景観づくりの目標を踏まえて、魅力をつくるための3つのテーマを掲げ、それについて説明しています。3つのテーマとしては、「豊かな自然や歴史」をはぐくむ、「快適な地域環境」をそだてる、「都市的な魅力」をつくる、を挙げています。

22頁では、3つのテーマを実現するための基本方針を、それぞれのテーマご とに示しています。

23頁では、様々な要素で構成されている都市の景観整備については、その方法も様々となるので、その要素を抽出し9区分に類型化しています。類型としては、線、又は、点的に展開するまちの骨格となる骨格景観として4区分、土地利用や成立過程において共通性を持った一定の広がりを持った地区別の面的な景観として5区分を定めています。骨格景観としては「ターミナル拠点景観」「道路軸景観」「河川軸景観」「眺望景観」とし、地区別の面的な景観として

は「緑地景観」「住宅地景観」「商業・業務地景観」「工業地景観」「歴史地 景観」としています。

25頁では、景観の骨格フレームと景観の類型区分から、枚方市の都市景観構造を図としてまとめています。

26頁から34頁までは、23頁で類型化した9区分の現状と課題及び景観形成(景観整備)の方向(方針)を示しています。

35頁からは、第4章の地域への展開を示しております。ここは、次回の審議会での検討部分になりますが、地域区分の分け方について予めご確認いただくために載せております。景観形成を実際に展開していくために、市域を大きく3つの「景観地域」に分けます。そして、この3つの景観地域を更に9つの「景観区域」に区分しました。また、この景観区域の境界を成し、都市の骨格を形成する5つの「景観軸」も設定しています。これらの景観地域、景観区域、景観軸の特性を踏まえた将来の景観形成のイメージとその方針を、地域別基本計画として今後まとめていくことになります。36頁では、それぞれの地域、区域、軸をまとめた図を載せております。

以上が第3章までの説明と、第4章の地域区分の説明となります。

吉川会長: 長時間の説明、ご苦労さまです。それでは、景観基本計画の第3章までについて、委員の皆様のご質問、ご意見をお願いします。

木 下 委 員: 事前に資料を見させていただきましたが、今回の審議会が第3章までの基本 的な計画についての最初の審議であるという事でしたので、私の考えをお伝え したいと思い、1枚資料を作ってまいりましたので、それを皆様にご覧いただ きながらお話させていただきたいと思います。

先ほど説明していただきました枚方市都市景観基本計画改訂版の議案の中から抜粋させていただきました。なぜこのような資料を作成したかと言いますと、内容が多岐にわたりますので、まず自分の頭を整理する為に作成しました。それを元に、私が皆様に何をお伝えしたいのかという事を、口頭だけでは、なかなか意思疎通が難しいので、どこの何の話をしているのかを分かり易くする為に、作らせていただきました。

資料は、上から落とし込む形で作成しました。まず、一番上の前提では、景観を考える時の前提として、枚方市が出しておられる内容です。ここでは、都市空間としてのまちに求める事は何であるかについて、大きく2つ提示しておられます。これが、都市景観基本計画の目標に繋がるわけですが、その上位計画には枚方市総合計画があり、都市計画マスタープランがあり、その次に私達が審議している都市景観基本計画があって、最終的に地域別の基本計画があるわけです。また、ここには審議の対象では無いので書いていませんが、これらが2つの条例に繋がっていくといった流れになってくるのだと思います。

この大きな流れの中で、この資料を作りながら問題があるなと、私は思いました。1つはテーマについてです。グレーの網掛けが、上位計画から繋がって

きているテーマです。枚方市総合計画では、目指すべきまちの姿として、「出会い・学びあい・支えあい・生きる喜びをつくる街、枚方」と謳っています。都市計画マスタープランでは、そのテーマから、「人と自然がいきづく心ときめく都市」と謳い、その目指すべき都市像として4つあげられています。そして、その次に都市景観基本計画では、景観づくりの目標として「枚方の新たな魅力をつくる」となっています。普通は、上位計画から下にいくほど具体的になっていくはずですが、この3つのテーマを並べてみたときに果たして繋がっているのかと疑問に思います。

2つ目としては、資料の左上に書いています様に、総合計画のもっと上位として、枚方市は「健康医療都市」・「教育文化都市」をブランドとして目標に掲げています。もう1つには「花と音楽のあふれたまち」ということも挙げておられますし、キャッチフレーズとしては、「風・きらり 夢・ひらり」となっています。本来は、都市計画の上位にあり、これが全てに繋がっていなければならないのに、実際にそうなっていない印象を受けることが、問題点だと思いました。

それから3つ目として、都市景観基本計画の「景観づくりの目標」の下に「魅 力づくりのテーマ」を3つも挙げておられます。その3つのテーマを実現する 為の基本方針が1つ目のテーマに2つ、2つ目のテーマに4つ、3つ目のテー マに3つあります。そして、その下に「景観形成の方向」として、(A)都市景 観を類型分類して大きく2つ挙げられていて、そのひとつである「都市の骨格 景観」を4つに区分し、もうひとつの「地域別景観タイプ」も5つに区分して います。そして更に、この「都市の骨格景観」の4区分に対し、景観形成の方 向が 11、「地区別景観タイプ」の5区分に対しても、景観形成の方向が 14 挙 げられています。これらと掛け算になってくると私は思っていますが、もう一 つの「地域区分」でも「景観地域」が3つあり、これを更に「景観区域」とし て9つに分類しており、「景観軸」も5つに分類されています。ここから、次 の「地域別基本計画」の第4章以降に繋がってくるというかたちで今回の資料 は終わっています。この章では、景観区域と景観軸とで14に分類されていま すが、平成6年の時は10分類であり、今回の改訂で分類を増やされているこ とになります。平成6年の時の10分類だけを見ましても、その左側に書いて おりますように、景観形成の「イメージ」が 10、方針が 28、「方向」が 31 も 挙げられています。もの凄い数の方針や方向が出てくることになりますし、軸 が多すぎて、それらを全部リンクさせながら地域におとしていくのは専門家で も難しいのではないかと思います。これら基本軸が各地域に落ちていった時 に、個別分類のところでの検討材料であれば良いのですが、これだけの数の軸 一つひとつに対して全部、規定というか概念を書かれすぎているのです。例え ば、その上にある「都市景観基本計画」というのは基本フレームのはずなので すが、その基本フレームの中の軸が多すぎて、「地域別基本計画」におとして

きた時に、その方針と方向がどこに繋がって、どこに反映されているのかが分からなくなっています。平成6年度版で言うなら、景観形成に対する10の「イメージ」・28の「方針」・31の「方向性」が、その上にある景観形成の(A)(B)2つの方向性や更に上の魅力づくりのテーマ、更に上の景観づくりの目標にきちんと繋がっているのかというと、マトリックスは作られていますが、結果的にとても分かり辛い状況だと思います。

あと、軸をつくる時の視点にもズレを感じています。それを申し上げますと、 今回、都市景観を9つに類型化されていますが、私は枚方市の特色は丘陵部だ と思います。小高い丘が面々と続き、朝日丘、菊丘、星丘、桜丘、といった綺 麗な名前がついているのに、乱開発が続き丘よりも高いマンションが丘の上に 建ってしまっています。丘の斜面に残る樹木ではなく、丘陵自体の存在をきち んと位置づけしていただきたいと思います。眺望という視点も書かれており、 生駒山・穂谷山に登れば枚方の眺望が見えるとありますが、そのような事をし なくても、丘に登れば枚方市街地が全て見えるのです。綺麗な夜景が見られる のです。これは、枚方の魅力だと思います。 資料の 13 頁に記載されている 「丘 陵部に展開する市街地」とありますように、この事をきちんと軸として設定し ていただきたいと思います。11 頁に「丘陵斜面林」とありますが、枚方市は 丘陵地がたくさんあるはずなのに、どんどん開発されていき現在丘陵地はこれ しか残っていないという事を表していると思います。枚方の特色である丘が削 られ、地形が変わり、枚方特有の景観が崩れていることが問題なのであり、現 在書かれている丘陵部や眺望に関しての捉え方に対して、私はズレを感じてい ます。

それから景観軸という事で 14 ページに景観骨格フレームが書かれていますが、これは大阪府が推進されている内容を、そのまま踏襲されて記載されていますが、この骨格フレームは本当に枚方市にあてはまるのだろうかと疑問に思います。と言うのは、淀川と生駒山系に囲まれて、穂谷川と天野川が大きな景観軸になっているのですが、川が綺麗になって親水性が高まる事はとても喜ばしい事だと思いますけれども、じゃあ今、枚方市の中で穂谷川や天野川が、どれだけ生活と密着して利用されているかというと、この川で生計を立てている人はいないのが現状なわけです。そうした時に、ほとんど(景観として)流れているなあという意識しかない川が、本当に骨格のフレームなのかなあと。まあ大阪府の方の方針ですから、言っても変えられないのかもしれませんが、実際市民としてはこれが枚方の景観軸なのかなというのは、一つ疑問が有ります。

また、同じ 14 頁に藤阪駅周辺が東部の拠点になると書かれていますが、私は J R についての知識が乏しいので藤阪駅の乗降客数を調べてみました。 2012 年で長尾は 28,508 人/日、津田は 11,972 人/日、藤阪は 6,090 人/日なんです。乗降客数が、長尾・津田の半分以下である藤阪駅の説明で「周辺環境は

これからも大きく変化すると予想されます」と書かれていますが、本当に藤阪が中心となるような開発計画が、枚方市にあるのかについても疑問に思っています。

そこで対策ですが、私から提案したいのは、1つ目として課題と現状がひとくりにされていますが、現状と課題は明確に分けられた方がよいと思います。課題がはっきりしていないと、この改訂がされた意味や、次に検証しようとした時にどこに焦点をあてて検証すればよいのか分からなくなりますから、課題を明確にしていただきたいです。それから先程も申し上げましたように、軸が多すぎますので、どれに照準を当てればよいのか分からないので、もう少し減らしていただきたいと思います。また、その軸を絞る時に、丘陵地も大事ですが、歴史も大事だと思います。序章で、枚方市ができたのは江戸時代からです、と始まっていますが、街としてはもちろん無かったかも分かりませんが、古代から皇族の狩猟の場として存在していて「禁野」という地名もその名残ですから、もっと古い歴史も踏まえて枚方の軸として捉え、それが今回のテーマにもある「枚方の新たな魅力をつくる」にも繋がっていくのではないかと思います。

この新たな魅力のところで、「農・工・商・学・医・住」がひとつになっている所が本当の枚方の特徴だと思います。当たり前のことだと思われるかもしれませんが、そうでは無いのです。農としては、里山百選にも選ばれています。工としては、工業団地が大小併せて8つもあります。商としては、枚方は河内の拠点になっています。学としては、大学が6校もあります。医としては、大学病院が移ってきて、市民病院も建て替えています。この特徴をとらえて、魅力的な街づくりをしていただきたいと思います。

次に、都市景観に「デザイン」を位置づけるという言葉を魅力づくりの所に 入れていただきたいと思います。デザインを都市の先進性の景観づくりとして 位置づけることを、はっきりと入れていただけたら、その後の地域づくりの 様々な面でも反映できると思います。

最後に、景観づくりは長期的な視点で行っていただきたいと思います。行政の方々は異動があったりして、担当が変わった際に、なかなか全てが引き継がれないという事もあり、長期的にみた時の責任者が誰であるのかが不明確になりやすいのです。そういった意味からも、長期的な視点で取り組んでいただきたいと思います。

今回、資料を1枚追加させていただきお話をさせて貰いましたが、その意図を汲んでいただき、次の地域別の計画に反映していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

事 務 局: 1点だけ訂正させていただきます。景観の骨格フレームの河川のところですが、資料の内容説明の際に説明不足がありましたが、大阪府における方針は整備の方針であり、大阪府が景観軸として位置づけているものではなく、景観軸

として位置づけているのは枚方市となりますので訂正させていただきます。

吉川会長: 今のご意見につきまして、また、他のご意見も含め何かございますでしょうか。

山下委員: ひとつだけ述べさせていただきます。気になっているのは序章ところです。 平成6年の20年前に作られた景観基本計画と比べて、95%位が同じ文言で改 訂版が作られています。「枚方の新たな魅力をつくる」という目標も同じであ ります。私としては、20年という時間の経過は大きいと感じますので、20年 前の序章とほぼ同じになったというのは、本当に真面目に検討したのか少し疑 間に思います。ただ、中身を確認していきますと、第2章、第3章は良く検討 されているというところも伺えますから、一定の理解は得られるかもしれませ んが、序章の全面改定はした方が良いのではないかと思います。

事 務 局: 序章の全体につきましては、現景観基本計画が出来た時期が、景観法のできる以前だったという事もあり、もっと遡って見直していくべきではないかという意見も庁内でいただいておりますので、その辺も含めて見直していく事を考えております。ただ、目標の部分で「枚方の新たな魅力をつくる」というのは前提としてありましたので、事務局としてもあまり手は入れなかったのですが、そういうご意見があるということで、全面修正も含めて考えていきたいと思います。

下村副会長: 4頁くらいから下の方に都市景観基本計画の改訂の方針の中で、都市計画マスタープランをどう位置づけるかなんですが、都市計画マスタープランは上位計画でよろしいのですか。枚方市総合計画も上位計画であって関連計画ではないという位置付けでよろしいですか。

事 務 局: 景観法では都市計画マスタープランに適合しなければならないと書かれています。

下村副会長: たしかに適合しなければならないと書かれていますが、上位計画と書きさってもいいのですか。関連しているのが都市計画マスタープランではないかと思います。確かに景観地区の関係で、どうしても都市計画審議会に諮らなければならないという話はありますが、上位と書くかどうかによって次の業務も変わってくると思います。

多 田 委 員: 法的には関連ですが、位置づけの仕方としては、市の思いもあると思います ので、上位計画とすることが絶対にダメということにはならないと思います。

事 務 局: 他の都市も見比べながら確認したいと思います。

下村副会長: それによって5頁の表の流れも変わってくると思います。上位かどうかの確認をお願いします。

それと、11 頁からの景観の特徴が書いてあるところですが、自然景観・市 街地景観・歴史景観の3つの特徴で景観をとらえていて、先ほどのご意見とも 関連するのですが、この3つが最後まで生きてないように思います。

順番にいきますが、12 頁の市街地の景観の色塗り図では住居系と商・工業

系が前の図面のままでよいのかという精査が必要だと思います。

13 頁の図では調整区域は少ないのですが、下の断面図の中に田園(農空間) の表現(凡例)が必要なのではないかと思います。山手と違って調整区域のイ メージがないので気になりました。

それから 14 頁の景観骨格フレームの話がありましたが、26 頁には枚方市駅周辺の \bigcirc (マル)は大きく、藤阪駅の \bigcirc (マル)は小さく描かれ、大きさが変えられていたので、14 頁も \bigcirc (マル)の大きさを変えた方が良いと思います。

あと、ここでいう都市構造を考える上で河川、道路軸、山系、海といった景観の主なものがここで記載されていて、住宅が抜いてあるのは良いと思いますが、これが 25 頁の都市景観構造図と整合されている必要があります。これが整合されていないと、大きな骨格フレームがズレてしまうわけで、実際にここで藤阪駅の〇(マル)が抜けていると思います。

そして、16 頁を拝見していますと、先ほどは自然景観と市街地景観と歴史 景観だったのが、第3章からは自然と歴史が一緒になっていて、その次に地域 特性がいきなり出てきて、都市的景観が出てきています。先ほどの木下委員の 話にもありましたけど、総合計画の要項があって、都市計画マスタープランが あって、景観基本計画があって、景観はこれら3つを同時に考えた上で、地域 の現況の課題を捉える時には、自然と歴史と地域がどこからひっぱってきたの かというA3横サイズ程度の流れ図があれば、先ほどのご意見も整理しやすく なると思います。抜けが無いかの確認も含めて、順番に段落ちしていくような 図があると頭が整理しやすくなると思います。

それに関連して、19 頁の魅力づくりのテーマと基本方針が3つあり、やはり自然と歴史が1つになっていますが、本当に1つで良いのかと疑問に思います。自然と歴史はかなり違うものになります。自然は景観計画の中では規制誘導の対象ではないので内容が薄くなり、歴史はかなり重きをおいていく事になるであろうと勝手に予測しているのですが、地勢と文化・歴史は分けておいた方が良いように思います。最初に書かれている内容と、どの様にリンクされるのかが難しいように思います。

同じ19頁で地域の展開の中に都市核という表現がありますが、ここには藤 阪駅がありません。ここでは、25頁の都市景観構造図と比べた時に、どの様 に重点を置くのか市の方向性をしっかりと挙げる必要があると思います。

次の20頁では景観づくりの目標の中で、さまざまな景観要素という記載がありますが、この表現が浮いているように思います。第3章では、現状があり課題整理をしており、課題を木下委員がおっしゃる様に表にまとめた方が良いと思いますが、表をつくりだしたら気になると思います。現状と課題づくりがあって、その次に方針となりますので、その方針を考える中で、景観要素というのはもっと前に出てくる話だと思います。方針が出てくるまでに、考えていかなければいけない課題のひとつだと思います。そして、景観づくりの目標が

出てくると思います。

あとは、先ほど申し上げたように、魅力づくりのテーマを3つに絞るのであれば、3つに絞った事がストーリとして分かるものを、本編に入れる必要はないと思いますが、検討用に表で示したものがあれば良いのではないかと思います。以上です。

事 務 局: いろいろとご意見をいただき整理が大変なんですが、貴重なご意見として検 討させていただきます。

木 下 委 員: 補足させていただきたいのですが、序章のところは私も気になっておりまし た。先ほどお配りさせていただいた資料の前提のところが、市で書いておられ る序章になります。序章に関しては19年20年経つ中、「今、私たちがまちに 求めるものは」の文言の中で、これだけの年月が過ぎた現状認識が入っていな いように思います。これから益々産業として枚方市が成長していく前提の元に 書かれていますが、現実は成熟都市として、高齢化や人口流出、それから大き な企業が流出して空洞化し、その土地に住宅が入りこんで企業と混在している という現実があります。その現状認識が序章に書かれていないと、次の課題整 理に反映されていかないと思います。それと、序章の内容を大きく変えた方が 良いのではないかという意見がありましたが、私も同意見です。お配りした資 料の真ん中に、4頁の都市景観基本計画の改訂の方針の2番目の項目だけ書い ております。1番目の項目には前回のものを踏襲すると書かれているのです が、この2番目の項目には「新たな課題に対応する検討を行う」と謳われてい ます。今の社会状況とか市内の状況変化を踏まえて、踏襲しながらも抜本的な 対策を講じる事を、基本方針に入れておかないと、文言を変えても中身は同じ という事になってしまいかねないので、課題に対して手を打つということを、 基本方針に表現しておいた方が良いと思います。

吉川会長: 要点は序章の所を考えていただきたいということですが、都市景観基本計画の改訂がもちろん前提にあるなか、今回の改訂の意図とするところは、景観法が出来た事によって景観行政団体になり、景観条例を制定する事になったからということも考慮する必要があります。また、基本計画なのであまり細かい事を言うのはどうなのか、とも思います。大きな方針を定めておき、具体的な景観計画、あるいは具体的に指導や規制をする時には、細かい話がでてくると思います。大きな枠組みとして、枚方が持っている景観的な特性をもうちょっとしっかりと打ち出すべきではないかと思います。あと、2×3=6になると考える必要もなく、どんどん細かくして細分化することもないと思います。2つが1つにまとまってもおかしくはない訳で、すべての領域を埋める必要はありません。第4章以降はますます細かくなっていきますので、大きなプリンシプルを定める方向でご検討いただければと思います。

事務局: 最初の平成6年の策定の時は、都市計画マスタープランも無かった時代で、 そのような時につくり上げた基本計画でもあるので、我々行政としては、基本 計画から逆戻りするような作業は、勇気がいるというのが正直あります。それから、都市計画マスタープランの方が後付けになっているのですが、「住みたい・住み続けたい」というマスタープランの方針に繋げるため、そこからキーワードを引用していて、「豊かな自然や歴史」で自然と歴史がくっついていたり、「快適な地域環境」や「都市的な魅力をつくる」といった表現や「都市核」という言葉がポッと出てきたりしているのは、それが理由です。従って、最終的にここでテーマとして位置づけたものは、変更したくないという思いがあります。

下村副会長: その背景が分かればいいと思います。都市計画マスタープランが、こういう 区分になっていて、それに準じて地域区分を設定しているという事が分かる仕 組みがあれば、なぜ3つのテーマにくくられたかということに対して、皆が納 得できると思います。

吉川会長: 都市計画というのは、細分化して縦割りに考えていかなければいけないのですが、景観というのは横に繋がるものです。従って、都市計画に縛られてしまうと、景観という対象の魅力が失われてしまうことになると思います。ただし、行政としては都市計画マスタープランに適合しなければいけないという大前提がありますので、市役所内からも批判が出ないように、市民にとっても分かり易いように、上手に調整をとっていただきたいと思います。

下村副会長: 第4章になりますと地域別のそれぞれの景観のイメージが出てくると思います。しかし、景観計画の規制誘導としては、市街化区域、調整区域、山手の区域だけといったくくりをされたりすると思います。例えば色彩で話をしますと、9つの景観地域でそれぞれの地域の色を出していって、A・D・E・F地区ではこの色を、B・C地区では都市域なのでこの色をという話しになり、また、吉川会長がおっしゃった様に横に繋がるようなかたちでまとめるのであれば、市街化の区域や工業系の区域といった第4章とはまた別の面的なくくりが出てくることになると思いますので、この辺りをどの様に上手にまとめていくかが重要になります。地域の中に工業系、自然系、中心市街地、住宅系、商業系があるなか、どういう規制基準を決めていくかという話と、第4章との整合性がとれる様にしていかなければなりません。

事務局: 基本的に類型に分けていますので、そこで規制の基準を考えていくことになると思います。極論を言えば、全ての地域が同じ基準になるという話しになりますが、やはり地域ごとのコンセプトが必要ではないかと思います。

下村副会長: 地域別に分けることには賛成です。行政の方が指導していく時に、この地域にはこんな目標があり、その中でここは住居系だからこんな規制がある、という話で良いと思います。ですから、否定しているのではなく、最終的に規制を市域全体として捉えるのか、地域別で捉えるのか、というところが次回の課題になってくると思いますので、話をさせていただきました。

吉川会長: 中には、歴史的景観を考えないといけない様な、特殊な条件が付いてくる地

域があります。自然と歴史の話を先ほど下村先生がおっしゃいましたけれども、自然というのはベースであり、景観の背景にそれが見える場合も有りますし、無い場合もあります。けれども、自然はそこに在るわけで、その地形の上に歴史・文化が線や点として載っているわけです。従って、これらは同一に扱うことは出来ないと思います。自然景観、歴史景観、市街地景観はそれぞれが別のものというわけではなくて、重なりあっているもので、場合によっては自然が重要になることもあるし、歴史が重要になることもあります。よって、何が重要になるかを予想して、その可能性が高い地域に対しては、こう考えていかなければいけないということが、第4章の方針だと私は思っています。

事 務 局: 地域が分かれていても、例えば丘陵で繋がっているという連続性の中で、先 ほどのご意見にもありましたが、それぞれの地域を併せて方針が 28 あり、方 向性が 31 出てきています。事務局としては、良く言えばメリハリを付けてと いう様に考えており、現在、その様にまとめてきているので、前回の踏襲で進 めたいとは思っています。実際のところとして、規制の内容は変わらないかも しれません。しかし、分かりにくいというご意見を頂いていますので、第4章 への繋がりについては、工夫して分かり易く示していきたいと思います。

木下委員: 細かくしてメリハリを付けているとおっしゃっていましたが、細かくすればするほどメリハリは付かないと思います。細分化しすぎると、本当の特徴が掴めなくなると思います。改訂案の文言やコンセプトやテーマが繋がっていないので、地域別におとした時に唐突感を覚えると思います。地域区分の14のくくりが、本当にそれで良いのかということを、もう一度検討していただきたいと思います。

山下委員: 掛け算的発想で、現在は考えられている様ですが、次回の審議会でもこの発 想で資料が出てくるようであれば、まとまらないと思います。私としては、足 し算的発想で考えていただきたいと思います。

事務局: 都市計画マスタープランが前提にあって、行政としては、あくまでこれに基づいて組み立てさせていただいてます。

木 下 委 員: 前回の会議でも都市計画マスタープランが上位計画にあって、それの地域区 分にあわせるという事をおっしゃっておられたので、それはそれで良いと思い ます。そこから先の項目を、こんなにたくさん作る必要がないのではないかと いう話をしているのです。

事務局: 今回、第4章のさわりとして付けている資料の9つの地域区分ですが、これ は都市計画マスタープランに沿ったものとなっています。

木下委員: それに関しては良いと思います。

事務局: これの先が問題ということですね。

木 下 委 員: そうです。

山下委員: 地域から脱却して、特性を中心に据えて考えることはできませんか。行政区分というくくりだと細かくなりますが、景観特性というくくりならば、同じも

のは一緒にできると私は思います。

下村副会長: 同じものは同じにするということに関しては、都市景観構造図で描かれているので、これで良いと思います。平成6年の基本計画ですが、これには景観の構造図や概念図が描かれ、非常に詳しいものになっています。詳しくすればするほど、細かい話しになっていくので、ここまでやっていくのは行政としてかなり覚悟を決めてやらないと出来ないとは思います。これをやっていただければ、窓口での事業者の方に対しての強力な説明資料になると思いますので、良いと思います。重点地区も指定されると思いますが、それ以外の地域の景観誘導する時に、特に役立つと思います。ただ、それを運用していくときに市域をどの様に区分するのかについて、検討の余地があると思います。

事務局: 基本計画と景観計画を見比べながら確認したいと思います。

あと、目標のところで木下委員からもご指摘がありましたけれども、景観というのは様々な要素の組み合わせで、色々な見方が出来て、新しく面白いものが生み出せるという考えから、事務局としては敢えて同じ目標にさせていただいています。ご指摘の様に、これの見直しをした方が良いのかどうかについては、今悩んでいます。

下村副会長: 都市計画マスタープランとリンクさせるという発想が根底にありますので、 そこでの文言と合わせたいという趣旨であれば、似たような文言になるかもしれないですね。

木 下 委 員: 目標自体が悪いというわけではなくて、基本計画として魅力づくりのテーマがしっかりと押えられていたら良いと思うのです。その先の細分化により、何が言いたいのか分からなくなっているのが良くないと言っているのです。踏襲も良いのですが、大きく捉えた時に何が言いたいのかがはっきり分かることが大事です。

吉川会長: 他にご意見はありますでしょうか。

○ (「意見なし」)

吉川会長: それでは、かなり重たい宿題も出てきましたが、次回の審議会では第4章以降の改訂案と、今日の宿題に対する回答が出てくると思いますので、ご審議をお願いしたいと思います。あと、事務局から今後のスケジュールについてご報告があるとのことなので、お願いします。

事 務 局: 次回の審議会の開催日ですが、今のスケジュール表では5月になっておりますけれども、事務局としましては4月の下旬に開催させていただきまして、その時には、今日の修正案の確認と、第4章以降の改訂案の提示をさせていただいて、改めて検討していきたいと思います。開催が1回増えることになってしまいますが、宜しくお願いさせていただきます。また、5月の審議会では景観基本計画の素案の作成になってくることになります。日程等につきましては、また調整をさせていただきます。

あと、景観懇話会の意見のまとめですが、次回の開催時にはご報告させてい

ただけると思います。

吉川会長: それでは、今回は序章から第3章までの確認をしました。事務局には、今日のご意見を踏まえて内容を精査していただき、第4章以降の改訂案の作成を進めていただきたいと思います。スケジュールについても事務局から説明がありましたが、4月下旬に平成25年度最初の審議会を開催したいと思います。時間もだいぶん過ぎていますが、以上をもちまして審議案件を終了いたします。

3 閉 会

吉川会長: それでは最後に閉会のご挨拶をお願いします。

事 務 局: それでは閉会に際しましてごあいさつをさせていただきます。本日は長時間に渡り活発なご意見ありがとうございます。我々としましても、元々ある基本計画の改訂に縛られているところがありまして、皆様にご迷惑を掛けてしまうこともありますが、今後とも宜しくお願いしたいと思います。次回には、頂いたご意見をもとに、再検討しながら第4章以降をご提示させていただきます。引き続きタイトなスケジュールで申し訳ございませんが、これからも宜しくお願いいたします。簡単ではございますがお礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

吉川会長: それではこれをもちまして、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。